

平成 2 2 年度第 5 回 御嵩町環境審議会議事録要旨

1 . 日時

平成 2 3 年 2 月 2 4 日 (木) 1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0

2 . 場所

御嵩町役場 本庁舎 2 階 第 1 委員会室

3 . 内容

(1) 議事

前沢地内の産業廃棄物処理施設 (感染性産業廃棄物) 計画について

- ・ 第 4 回の審議会議事録の確認について
- ・ 議会への資料提供について
- ・ 答申書 (案) について

4 . 第 4 回の審議会議事録の確認及び議会への資料提供について

(事務局説明)

- ・ 第 4 回の議事録の内容についてお送りしました。何もなければ、ここで承認願います。御嵩町議会が地元住民より請願を受け、これを審議するにあたり、環境審議会の議事録や審議資料を出してくださいという要望がきています。議員への資料について提供できるものについて、審議をしてくださいという要望がきております。

(委員の意見)

- ・ 議員には守秘義務がないので、現段階では、漏れて困ることがある。
- ・ 審議会と議会は異なる機関のため、意見が違ってよいと思う。議会として独自性を持つべきものと思う。
- ・ 審議会メンバーとしてどんなことを議論しているのかと尋ねられるが、一切公言していない。どこへ流れていくかわからないので、私自身差し控えている。
- ・ 議員も勉強していると思うが、細かいこと等ヒントを出さないと審議が難しいのではないか。
- ・ 審議会は町長の諮問機関である。情報を議会に伝えることが町長を通さない事になる。その筋道は考慮すべき。
- ・ 1 カ月待てば、町長に答申したデータは出ていく。あらゆる影響を考え、待っていただきたい。
- ・ 審議会は構成メンバーが住民。議員も住民の代表であるので、現場の声が必要になると思う。環境審議会もそういう意味では意見の吸い上げの場。議会は何を知りたいのか不明だが、会議の総意が伝わる要約を提供すれば良い。
- ・ 上之郷で実施した勉強会の資料は、本来、議員が学習会に来るべきで、審議会から出すべきものではない。
- ・ 請願を受けた議員の立場で審議するため、今までの資料としてまとめたものはよい。

議員が地域の人声だけでは不安なのではないか。審議した疑義とか問題点をまとめたものでもよいと思う。

- ・疑義・懸念事項の部分は現在審議中のため出したくない。

【結論】

- ・第4回の議事録及び要旨の内容については了承。
- ・議会への資料提供は、議事録の要旨とし、疑義や懸念事項については、審議途中のため提供しない。

5. 答申書（案）について

答申書（案）の字句の訂正や事実の確認などを中心に審議を実施。

その他特に審議された委員の意見は次のとおり。

（委員の意見）

- ・町長の諮問に対し、問題のある施設として判断し、さらに反対の意志を申し添えているが、本当にそこまで必要なのか疑問がある。
- ・審議会の総意が計画反対であるのか各委員に確認を取る必要がある。
- ・結論は総意かもしれないが、疑問や疑念が解決しない中での結論は飛びすぎと思う。
- ・疑義や懸念事項を出した結果、心配だから反対である。
- ・後段に列記してある内容を踏まえて反対でいいと思う。
- ・県の進捗状況が気になる。答申を出したら、解決していたでは困る。
- ・反対要望書が自治会から提出されていることは重要なこと。基本的には、地元住民の考えや意見を踏まえて結論を出すのは町長や議会の仕事。審議会としては、反対要望を答申の核とすることについては疑問に思う。
- ・地元住民に左右されない審議会としての答申を作るなら自治会要望の部分は不要。参考事例として紹介に留める。
- ・地元自治会の反対要望について重要視しなければならないことに異存のある委員はいない。
- ・地元自治会の要望書内容を併記することは賛成。前後の表現を審議会の意見として明確にすべき。
- ・改めて計画資料を見るとコンサルタントが作成しており、疑義や懸念など技術的な問題は、コンサルタントで対応できる。むしろ土岐市での行政指導等の資料により、業者の倫理的な問題などを追及した方がよい。
- ・今まで審議や議論を積み重ねてきたので、答申の内容は、積み上げたものを出していきたい。
- ・土岐市と御嵩町の2カ所の申請と聞いている。優良な企業ならば新規事業で2カ所のメリットはない。なぜ、保険を掛けなければいけないのか疑問に思う。
- ・処理能力から計算しても岐阜県の排出量の2倍に値する計画。なぜそのような計画が

必要なか不明。

- ・企業の資質を疑うという事を加えたら良いと思う。
- ・風評を軽く見るべきではない。
- ・地元自治会の要望書と請願書が出されたことを重要視し、要望内容を併記すればよい。
- ・冒頭の結論の部分は、総意で問題ない。原案のとおりとする。
- ・行政指導が何回もあった事実は、民意として業者を反対する理由としては十分。

【結論】

- ・事業者に行政指導が何回もあった事実について追加記載を行う。
- ・審議会の総意が計画反対であることを申し添える。
- ・地元自治会の要望書や請願書は、その意見を尊重する。

6. 次回

- ・答申書（案）について最終審議。